

定時制の灯を守ろう！

NO. 76

2004. 2. 17

守る会連絡会便り

都立定時制高校を守る会・連絡会

URL:<http://homepage3.nifty.com/save-teiji/>

連絡会事務局発行

3月28日(日) 1時半

定時制保護者・教員・OB・生徒でつくる

守る会連絡会大集会(仮称)

(名称も検討中です)

東京芸術劇場リハーサル室

1月31日、第1回実行委員会を渋谷労政会館で行いました。残念ながら参加者が少なく十分な検討ができなかった面もありますが、集会のイメージについて検討を進めました。当日の内容としては①「定時制を守る生徒の会」から「子どもの権利委員会」でのジュネーブの報告、②生徒の出し物、③著名人のメッセージ、④多様な生徒たちや保護者で構成するリレートークなどの案が出されました。また、保護者や生徒を中心に100人を集めるために、多様な方法で宣伝や組織を進めていくことになりました。

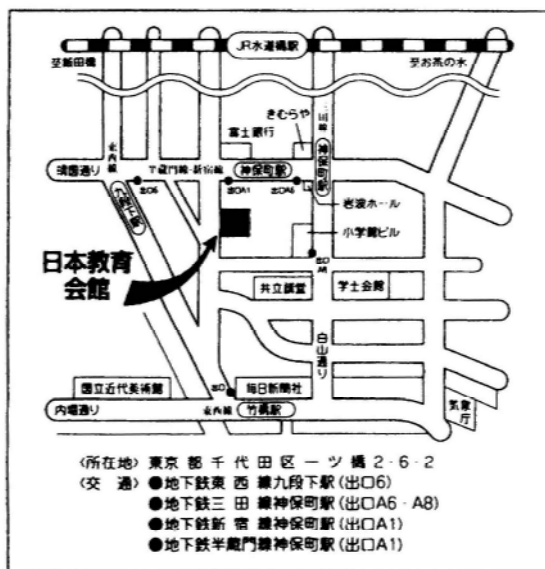
実行委員会

2月21日(土)

18時半 都高教事務所

03-3230-2188 日本教育会館

拡大幹事会を兼ねますので、各校1名はご参加下さい。



都教委や文科省は世界的には少数派！
グローバルスタンダードは
定時制統廃合の中止です！

国連子どもの権利委員会 統廃合に異例の都名指し勧告

国連子どもの権利委員会は1月30日、日本政府に対し第二回目の最終所見(勧告)を採択した。それに先立ち1月27日、日本政府の定期報告に対するカウンターレポートを所持した「国連に子どもの声を届ける会」のメンバーによる人権委員へのプレゼンテーションが行われた。ここで9名の日本の子どもたちが英語でプレゼンテーションを行ったようである。子どもたちと共にジュネーブに赴き、この席にも同席されたY氏によれば(2月14日に行われた都高教主催の都民集会でこの過程が報告された)、この一員として参加した「定時制を守る生徒の会」代表のスピーチが委員に深い感銘を与え、異例の東京都を名指しした定時制統廃合への批判となったとことである。ここではまず国連でのスピーチを再録し、その後に勧告の主要部分をY氏の文書と以下のホームページを参照して掲載する。

私は、定時制を守る生徒の会の代表です。

私たちの会は、東京都が進めている定時制高校の統廃合に反対する活動をしています。私たちがなぜこのような運動をしているかという、定時制高校は学校や社会の中で傷つき問題を抱えた子どもたちの最後の受け皿になっていると思うからです。

私自身、小学校の時にいじめを受け、その事を誰にも相談できませんでした。学校の中では他人に自分の弱みを見せては生きてはいけなかったからです。弱さを隠し、先生にも親にも相談できないまま、とうとう学校に行くことができなくなりました。12才から16才までの四年間、不登校でした。しかし徐々にこのままではいけないと思うようになり、学校へ行く決心をして、定時制高校を選びました。一クラス30人以下の少人数学級、校則も厳しくない。そういうゆったりとした環境なら、傷ついて人と関わることが怖くなった私でも、生きていけると思ったからです。

久しぶりの学校生活で、はじめは不安だらけでした。しかし、そんな私を定時制はしっかりと受け止めてくれました。先生たちは私の悩みをじっくり聞いてくれました。放課後も職員室に居残って先生とずっとしゃべっていて、帰る時間がすっかり遅くなってしまふことも良くありました。職員室には居間のような暖かさがありました。こうした

ふれあいを通じて、私は人と関わる勇気を取り戻していききました。人と顔を合わせることにさえ恐怖を感じていて、いつもうつむいていた私が、友だちと話し、笑い合えるようになって行ったのです。

充実の四年間はあっという間に過ぎ、去年の春、二十歳の高校生として卒業式を迎えました。私は小学校、中学校とも卒業式には出ていません。しかし、高校に入り、初めて卒業式に出たいと思いました。今まで一緒に過ごしてきた友だちや先生たちと共に卒業を祝いたいと思ったからです。だから私の定時制高校は、母校と呼べる初めての学校なのです。

私にとって定時制高校は、大切な友だちや先生方と出会った、かけがえのない場所です。しかし、今、この場所が統廃合によって奪われようとしているのです。これを黙って許すことはできません。定時制をなくさないでほしい。むしろ、もっと充実させて行ってほしい。これが私の願いです。

(http://homepage2.nifty.com/childrights/reports/crc/crc_co_jap2.htm)

*この翻訳は、子どもの権利委員会が2004年1月30日（金）正午前後（ジュネーブ時間）に公開・採択した未編集版にもとづく仮訳である。国連の正式文書化にされる過程で若干の技術的編集が施される可能性がある。なお、文中の「委員会」とは国連・子どもの権利委員会を、「条約」とは子どもの権利条約を、「締約国」とは日本を指す。

1. 委員会は、2004年1月28日に開かれた第942回および第943回会合において日本の第2回定期報告書を検討し、2004年1月30日に開かれた第946回会合において以下の総括所見を採択した。

C. 主要な懸念事項および勧告

1. 実施に関する一般的措置（条約第4条、第42条および第44条6項）

委員会の前回の勧告

6. 委員会は、締約国の第1回報告書の検討後に行なわれた一部の懸念表明および勧告（1998年6月24日付）が立法上の措置および政策を通じて対応されてきたことに留意する。しかしながら、とくに差別の禁止、学校制度の過度に競争的な性質およびいじめを含む学校での暴力に関する勧告は十分にフォローアップされていない。委員会は、これらの懸念および勧告がこの総括所見においても繰り返されていることに留意するものである。

10. 委員会は、条約の原則と規定が国内法に全面的に反映されていないこと、および、条約は裁判所で直接援用可能であるものの実際には援用されていないことを懸念する。

調整および国家行動計画

12. 委員会は、子どもと若者に関する政策を調整する権限を与えられた青少年育成推進本部が内閣府に設置されたこと、および、前述したように青少年施策大綱が立案されたことに留意する。しかしながら委員会は、青少年施策大綱が包括的な行動計画ではないこと、および、大綱の立案・実施への子どもおよび市民社会の参加が不十分であることを懸念するものである。

13. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

青少年育成施策大綱において権利基盤型アプローチがとられ、条約のすべての領域が対象とされ、かつ2002年国連子ども特別総会の成果文書「子どもにふさわしい世界」のコミットメントが考慮されることを確保するため、市民社会および若者団体と連携しながら同大綱を強化すること。

独立した監視

14. 委員会は、条約の実施を監視する独立したシステムが全国規模で存在しないことを懸念する。

市民社会との協力

18. 代表団から提供された、市民社会との協力を向上させる傾向が強まっている旨の情報には留意しながらも、委員会は、とくに子どもの権利の分野において政府とNGOとの間に交流が存在しないことを懸念する。

広報および研修

21. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。

公衆一般および子どもを対象として、条約、およびとくに子どもが権利の主体であるということに関する意識啓発キャンペーンを強化すること。

子どもとともにおよび子どものために働いているすべての者、とくに教職員、裁判官、弁護士、議員、法執行官、公務員、自治体職員、子どもを対象とした施設および拘禁所で働く職員、心理学者を含む保健従事者、ならびにソーシャルワーカーを対象として、条約の原則および規定に関する体系的な教育および研修をひきつづき実施すること。意識啓発キャンペーン、研修および教育プログラムが態度の変革、行動および子どもの取扱いに与えた影響を評価すること。人権教育、およびとくに子どもの権利教育を学校カリキュラムに含めること。

2. 子どもの定義（条約第1条）

女子の最低婚姻年齢を男子のそれまで引上げること。

性的同意に関する最低年齢を引上げること。

3. 一般原則（条約第2条、第3条、第6条および第12条）

差別の禁止

24. 委員会は、法律で婚外子が差別されていること、および、女子、障害のある子ども、

アメラジアン、コリアン、部落およびアイヌの子どもその他のマイノリティ・グループならびに移住労働者の子どもに対する社会的差別が根強く残っていることを懸念する。

25. 委員会は、締約国が、とくに相続ならびに市民権および出生登録に関わるいかなる婚外子差別も解消するために法律を改正するとともに、法令から「嫡出でない」といった差別的用語を根絶するよう勧告する。委員会は、とくに女子、障害のある子ども、アメラジアン、コリアン、部落、アイヌその他のマイノリティ、移住労働者の子どもならびに難民および庇護申請者の子どもに関して社会的差別と闘いかつ基本的サービスへのアクセスを確保するため、締約国が、とりわけ教育・意識啓発キャンペーンを通じて、あらゆる必要な積極的措置をとるよう勧告するものである。

子どもの意見の尊重

27. 子どもの意見の尊重を向上させようとする締約国の努力には留意しながらも、委員会は、子どもに対する社会の伝統的態度により、家庭、学校、その他の施設および社会一般における子どもの意見の尊重が制限されていることを依然として懸念する。

28. 委員会は、条約第12条にしたがい、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。
家庭、裁判所および行政機関、施設および学校ならびに政策立案において、子どもに影響を及ぼすあらゆる事柄に関して子どもの意見の尊重および子どもの参加を促進し、かつそのための便宜を図ること。また、子どもがこの権利を知ることが確保すること。

意見を考慮される子どもの権利および子どもの参加権について、とくに親、教育者、政府の行政職員、司法関係者および社会一般に対し、教育的情報を提供すること。子どもの意見がどのぐらい考慮されているか、またそれが政策、プログラムおよび子どもたち自身にどのような影響をあたえているかについて定期的検討を行なうこと。学校、および子どもに教育、余暇その他の活動を提供しているその他の施設において、政策を決定する諸会議体、委員会その他のグループの会合に子どもが制度的に参加することを確保すること。

4. 市民的権利および自由（条約第7条、第8条、第13条～第17条および第37条（a））

表現および結社の自由

29. 委員会は、学校内外で生徒が行なう政治活動に対する制限を懸念する。委員会はまた、18歳未満の子どもは団体に加入するために親の同意を必要とすることも懸念するものである。

名前および国籍

32. 委員会は、日本で生まれた子どもがひとりも無国籍になりえないよう、締約国が、条約第7条との一致を確保するために国籍法および他のあらゆる関連の法令を改正するよう勧告する。

プライバシーに対する権利

34. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。個人的通信および私物の検査との関連も含め、プライバシーに対する子どもの権利の全面的実施を確保すること。条約第16条との一致を確保するため児童福祉施設最低基準を改正すること。

体罰

35. 委員会は、学校における体罰は法律で禁止されているとはいえ、学校、施設および家庭において体罰が広く実践されていることに懸念とともに留意する。

5. 家庭環境および代替的養護（条約第5条、第18条1～2項、第9条～第11条、第19条～第21条、第25条、第27条4項、第39条）

児童虐待およびネグレクト

38. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。とくに市民社会、ソーシャルワーカー、親および子どもと連携しながら、児童虐待の防止のための分野横断的な国家戦略を策定すること。家庭で虐待の被害を受けた子どもを対象とした保護措置を改善するために法律を見直すこと。児童相談所において被害者に学際的な方法で心理カウンセリングその他の回復サービスを提供する、訓練を受けた専門家を増員すること。子どもに配慮した方法で苦情を受理、監視、調査および訴追する方法について法執行官、ソーシャルワーカー、児童相談所職員および検察官に提供される研修を増加させること。

6. 基礎保健および福祉（第6条、第18条3項、第23条、第24条、第26条、第27条1～3項）

障害のある子ども

43. 委員会は、精神障害を含む障害のある子どもが、条約で保障された権利の享受の面で依然として不利な立場に置かれており、かつ教育制度およびその他のレクリエーション活動または文化的活動に全面的に統合されていないことを懸念する。

思春期の子どもの健康

45. 委員会は、思春期の子どものあいだで精神障害および情緒障害（ストレスおよび鬱を含む）が蔓延していること、および、思春期の子どもの精神的健康に関する包括的な戦略が存在しないことを懸念する。委員会はまた、若者のあいだで性感染症（STD）が増加していることも懸念するとともに、締約国の青少年による薬物濫用についての締約国の懸念を共有するものである。委員会はまた、18歳未満の子どもが治療および医療上の相談のために親の同意を必要とすることも懸念する。

若者の自殺

48. 委員会は、締約国が、児童相談所、ソーシャルワーカー、教職員、ヘルスワーカーその他の関連の専門家と協力しながら、若者の自殺およびその原因について詳細な研究を実施し、かつ、その情報を活用して若者の自殺に関する国家的行動計画を策定および実施するよう勧告する。

7. 教育、余暇および文化的活動（条約第28条、第29条および第31条）

49. 本委員会は、教育制度を改革し、教育制度を本条約によりよく適合させるための締約国による努力に留意するが、しかしながら、本委員会は以下を懸念する。

- a) 教育制度の過度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げていること。
- b) 高等教育進学のための過度な競争のため、私的な教育によって公立学校における教育が補われなければならない、より貧困な家庭の子どもはそれを購入できないこと。
- c) 子どもの問題および学校における紛争に関する親と教師との間のコミュニケーションと連携 (cooperation) が極めて限定されていること。
- d) 日本にある外国人学校の卒業生の大学入学資格に関する基準が拡大されたものの、高等教育に対するアクセスが依然として否定されている者がいること。

c) 定時制高校が柔軟な教育機会を特に学校から脱落した (dropout) 子どもに提供しているにもかかわらず、東京都においてそれが閉校されていること。

- f) 少数者の子どもが自らの母語による教育を受ける機会が極めて限定されていること。
- g) 審査手続にもかかわらず、不完全または一方的な歴史教科書があること。

50. 本委員会は締約国に以下を勧告する。

- a) 高校を卒業したすべての者が高等教育に平等にアクセスすることを確保するために、教育の高い質を維持しながら学校制度の競争主義的な性格を減らすことを目的として、生徒、親、および関連する非政府組織の意見を考慮に入れながら、カリキュラムを見直すこと。
- b) 学校における問題と紛争、特に、いじめを含む学校における暴力に効果時に対応するための措置を、生徒および親と共同して (in collaboration with) 開発すること。
- c) 定時制高校の閉校を再考し、従来の (競争主義的なそれ) とは異なる教育 (alternative forms of education) を拡大するよう東京都の関係諸当局に働きかける (encourage) こと。

d) 少数グループの子どもが自己の文化を享受し、自己の宗教を表明または実践し、かつ、自己の言語を用いる機会を拡大すること。

e) 教科書がバランスの取れた見方を提供することを確保するために教科書の審査手続を強化すること。

8. 特別な保護措置（条約第22条、第38条、第39条、第40条、第37条 (b) ~ (d)、第32条~第36条）

性的搾取および人身取引

51. パラ3で述べたように、委員会は、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（1999年）の制定および実施を歓迎する。しかしながら、

委員会は以下の点について懸念するものである。強姦が、刑法において、男性から女性に対する行為として狭く定義されたままであること。性的搾取の被害者全員が適切な回復・援助サービスにアクセスできているわけではないこと。被害を受けた子どもが犯罪者として取り扱われているという報告があること。「援助交際」すなわち対償をとまなう交際が行なわれているという報告があること。〔性的〕同意に関する最低年齢が低いこと。このことは「援助交際」を助長している可能性があり、また子どもの性的虐待の訴追を妨げている。

少年司法

54. 委員会は、締約国が以下の措置をとるよう勧告する。少年司法の運営に関する委員会の一般的討議（1995年）に照らし、少年司法に関する基準、とくに条約第37条、第40条および第39条、ならびに少年司法の運営に関する国連最低基準規則（北京規則）および少年非行の防止のための国連指針（リャド・ガイドライン）の全面的実施を確保すること。法律を改正して少年に対する終身刑を廃止すること。自由の剥奪が最後の手段としてのみ用いられることを確保するため、身柄拘束（審判前の身柄拘束を含む）に代わる手段の利用を増強すること。現在、家庭裁判所が16歳以上の子どもの事件を成人刑事裁判所に移送できることについて、このような実務を廃止する方向で見直しを行なうこと。法律に触れた子どもに対し、法的手続全体を通じて法的援助を提供すること。問題行動を抱えた子どもが犯罪者として取り扱われないことを確保すること。リハビリテーションおよび再統合のためのプログラムを強化すること。

両国定時制を守る会ニュース創刊

04年2月1日付けで両国定時制を守る会ニュースが創刊されました。ご希望の方は守る会連絡会事務局までご連絡下さい。

お知らせ

定時制の灯を消さないで!! in 茨城

2月22日（日）12:30～

水海道生涯学習センター

内容 シンポジウム・ロックソーラン・映画

主催「定時制の灯を消さないで」首都圏集会

実行委員会 代表 飯塚忠 090-8476-0124

通巻第 1号

両国高校定時制を守る会 ニュース

発行 両国高校定時制を守る会
〒130-0022 東京都墨田区江東橋 1-7-14
発行責任者 北村 守

守る会の目的

1. 発刊のこぼ	北村 守
2. 守る会活動の経緯について	小島昌夫
3. 「なぜ夜間定時制なのか」・保護者の立場から	佐藤修二

発刊のこぼ

守る会の活動を始めてから、2度目のお正月を迎えました。この間、メンバーの方々の熱意と努力によって関係方面にも少しずつ理解を頂ける様になりました。これから閉校を避ける皆さんのためにも、この運動をさらに盛り上げていきたいと思っております。そこで、活動の状況を多くの方々に知って頂くべく「ニュース」を発刊致します。本紙を通して守る会の活動にご理解とご支援を願います。さらにその輪が広がることを念願しております。これからもよろしくご声援申し上げます。

守る会会長 両国高校定時制PTA会長 北村 守

守る会活動の経緯について 小島昌夫

一昨年10月閉校が決定されたけれど引き続き都教委施策の両国高校定時制に関する問題点の修正・変更を求めて交渉継続中です

「両国高校定時制を守る会」報告

両国高校定時制は平成18年4月に1年生の募集が停止され、21年3月最後の4年生が卒業して89年の校史を閉じることが昨年10月東京都教育委員会でご決定されました。「両国高校定時制を守る会」は平成17年の協議会で両国高校定時制の名前が消えるまでこの計画の維持・変更をめざして努力します。


当面、次のような中途での両国校舎からの逃げだしの見込みを求めてこの一年間取り組んでまいりました。都議会文教委員会では全会派が好意的に対応し、都教委は今年には是非について回答するといっています。以下はこの関り取り組みの報告です。

・せめて最後まで定時制で――夜間校舎は空いている。なぜ生徒を追い出すのか

・平成14・10・24（第1次高校統廃合計画策定）以降の両国高校定時制を守る会のとらきみ

1両国高校定時制の廃校決定

両国高校定時制は一昨年10月24日の東京都教育委員会において平成18年度からの募集停止（平成20年度以降の閉校）が決定されました。決定がそのまま実施されると上野・墨田川・小松川・小岩・両国等の五つの全定時制の夜間定時制（併せて8学級）は台東区砦谷間三田南高校（8学級）に統廃合されます。これは6月都教委の提案の筋書を通りであり、この間の全都府民反対運動を全く無視しての決定でした。



都教委による説明会・平成14年9月26日
（注：両国高校定時制）